

確認申請の手続きについて



茅ヶ崎市

■ 確認申請の受付・審査状況の確認

茅ヶ崎市では、市に確認申請を提出する場合、関係各課への事前経由をお願いしています（指定確認検査機関に確認申請を提出する場合は必要ありません）。

建築指導課にて、経由する担当課をご案内する「建築確認（変更）回議書」をお渡ししますので、それをもとに関係各課を経由してください。

経由には時間がかかる場合もありますので、申請の際には時間に余裕をもってご来庁ください。

申請された物件の審査状況については、こちらから連絡しませんので、審査期間を見据えた時期に電話にてお問い合わせください。

受付日： 市役所の開庁日

受付時間： 午前 8：30～12：00 午後 13：00～17：00

手数料： 現金にて納入（面積等により金額が異なります。詳しくはホームページをご覧ください。）

受付場所： 茅ヶ崎市都市部建築指導課

■ 事前経由をお願いしている主な課と確認内容

担当課	確認する主な内容（建物用途・建築規模・立地などにより経由する担当課が異なります）
建設総務課	□ □ 公道・私道の別 道路・水路敷の幅員・境界の確認
道路管理課	□ □ 狭隘道路に関する協議
開発審査課	□ □ 都市計画法（開発行為・市街化調整区域内の建築）の許可等 特定開発事業事前届出
都市計画課	□ □ 用途地域の確認 都市計画施設（都市計画道路等内の建築）の許可
下水道河川総務課	□ □ 排水施設（排水設備新設等確認申請）に関する協議
景観みどり課	□ □ 屋外広告物の許可 景観法の届出 生け垣の奨励
社会教育課	□ □ 埋蔵文化財包蔵地に関する協議
消防本部予防課	□ □ 防火（特殊防火）対象物設置届
下水道河川建設課	□ □ 市街化調整区域における浄化槽設置の助成に関する協議
産業振興課	□ □ 大規模店舗（売場>1,000㎡）・特定工場（敷地>9,000㎡ 建面>3,000㎡）に関する協議
道路建設課	□ □ 道路計画・都市計画道路の事業計画に関する協議
広域事業政策課	□ □ 国道・県道に関する協議
環境保全課	□ □ 工場、作業場、店舗（コンビニ、ガリンスタンド）、病院・浄化槽（@>51人）に関する協議
農業水産課	□ □ 海岸保全区域に関する協議 農業振興地域・土地改良区に関する協議
都市政策課	□ □ コミュニティバスの運行路線に関する協議
安全対策課	□ □ 不特定多数を対象とした有料駐車場（駐車面積>500㎡）に対する駐車場法の届出

■ 中間検査・完了検査

窓口や電話で検査日の予約を受け付けておりますので、予定が決まった段階で検査予定日を予約していただき、完了検査は検査日の7日前以降、中間検査は検査日の4日前以降に申請して下さい。

検査前に変更が生じた場合は、必ず事前に担当者と打合せのうえ、所定の手続きを行うようにして下さい。

● 中間検査対象建築物

ア 階数が3以上の共同住宅（法第7条の3第1項第1号）

イ 定期報告対象建築物（政令第16条第1項に規定する建築物）

ウ 階数が3以上の建築物（構造、用途は不問。新築、増築、改築に限る。）

エ 建築主が居住しない一戸建ての住宅（構造、用途は不問。新築、増築、改築に限る。）

（注）上記のイ～エに該当する場合でも、次の建築物は中間検査の対象とはなりません。

- ・法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- ・法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
- ・法第85条第5項の規定により許可を受けた仮設建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- ・附属建築物

● 特定工程

主要な構造が木造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 屋根の小屋組み工事及び構造耐力上主要な軸組工事

並びに枠組壁工法にあっては耐力壁工事の工程

主要な構造が鉄骨造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 階数が1の場合は屋根工事の、階数が2以上の場合は2階の床の取付工事の工程

主要な構造が鉄筋コンクリート造・・・・・・・・・・ 階数が1の場合は屋根工事の、階数が2以上の場合は2階の床配筋工事の工程

■ 確認申請に必要な書類

A 茅ヶ崎市都市部建築指導課にて受け付ける書類

	正本	副本
①	建築確認（変更）回議書	—
②	確認申請書（1面～6面）	確認申請書（1面～6面）
③	委任状（※1）	—（※8）
④	認定書等（※2）	認定書等（※2）
⑤	設計図書	設計図書
⑥	浄化槽概要書の写し（※3）	浄化槽概要書の写し及び原本（※3）

⑦	建築計画概要書（※4）	—
---	-------------	---

⑧	建築工事届	—
---	-------	---

⑨	消防通知用概要書（※5）	—
---	--------------	---

⑩	建築に係る届出書	—
---	----------	---

B 茅ヶ崎市消防本部予防課にて受け付ける書類（※事前経由の際に提出して下さい。）

	正本	副本
⑬	防火対象物設置届（※6）	—
⑭	特殊防火対象物設置届（※7）	特殊防火対象物設置届（※7）

■ 計画変更確認申請に必要な書類

A 茅ヶ崎市都市部建築指導課にて受け付ける書類

	正本	副本
①	建築確認（変更）回議書	—
②	計画変更確認申請書（1面～6面）	計画変更確認申請書（1面～6面）
③	委任状（※1）	—（※8）
⑪	案内図	案内図
⑫	配置図及び変更部分に関する ④⑤⑥の書類 （変更部分にマーキングして下さい）	配置図及び変更部分に関する ④⑤⑥の書類

⑦	建築計画概要書（※4）	—
---	-------------	---

⑨	消防通知用概要書（※5）	—
---	--------------	---

B 茅ヶ崎市消防本部予防課にて受け付ける書類（※事前経由の際に提出して下さい。）

	正本	副本
⑬	防火対象物設置届（※6）	—
⑭	特殊防火対象物設置届（※7）	特殊防火対象物設置届（※7）

（※1）：代理者によって確認の申請を行う場合

（※2）：建築主事が求める認定書（表紙）の写し又は構造方法・材料等の認定一覧表

（※3）：浄化槽を設置する場合（浄化槽概要書には、案内図・配置図・平面図・認定書を添付してください。）

（※4）：工作物や昇降機等にあつては、確認申請書の第2面の写し

（※5）：「防火指定なし」+「一戸建ての住宅」の場合（建築計画概要書の写し《昇降機は、確認申請書の第2面の写し》）

（※6）：「防火指定あり」+「一戸建ての住宅」又は「長屋」で消防設備等の設置義務がない場合

（※7）：※5・※6以外の場合

（※8）：任意添付可

■ その他の法令等に基づく協議・届出

● 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

次の対象工事を行う場合は、分別解体及び廃棄物の再資源化の計画について、工事着手の 7 日前までに届出が必要になります。

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

● 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

次の届出対象建築物は、工事着手の 21 日前までに届出が必要になります。

届出対象
延床面積が300m ² 以上の住宅・建築物の新築
床面積が300m ² 以上の増築・改築
延床面積が300m ² 以上の住宅・建築物で大規模な改修等

● 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

教育施設や文化施設、医療・福祉施設、商業施設、宿泊施設や共同住宅など、不特定多数の人が利用する施設の建築計画がある場合は、確認申請の 30 日前までに（確認申請を提出する必要が無い場合は工事着手の 30 日前までに）事前協議書の提出が必要となります。協議対象となる規模については担当者までお問い合わせください。

● 茅ヶ崎市まちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例

建築物の新築や増築などをするときには、工事に着手する前に「建築に係る届出書」により、建築計画の内容を届出する必要があります（指定確認検査機関に確認申請を提出する場合も届出が必要です）。ただし、次の行為を行う場合には届出は必要ありません。

「建築に係る届出書」を必要としない行為
昇降機や工作物の築造
建築基準法に基づく許可申請・認定申請
条例で規定される「特定開発事業」に該当する建築物の建築
建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物の建築

● 都市計画法に基づく地区計画

地区計画の地域内において、建築物の新築や増築などをするときには、工事着手の 30 日前までに届出が必要になります。協議対象となる地区については担当者までお問い合わせください。

確認申請の手続きについて



海と太陽とみどりの中で
ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎

平成 20 年（2008 年） 7 月発行
平成 21 年（2009 年） 10 月改訂
平成 22 年（2010 年） 4 月改訂
平成 24 年（2012 年） 3 月改訂
平成 25 年（2013 年） 1 月改訂
平成 28 年（2016 年） 7 月改訂

発行 茅ヶ崎市
編集 都市部建築指導課
〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
TEL 0467-82-1111（代表）
内線 2321~2323

URL <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
E-mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

